

京都市健康増進センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年6月14日

京都市長 門川大作

京都市規則第19号

京都市健康増進センター条例施行規則の一部を改正する規則

京都市健康増進センター条例施行規則の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「上限額等」を「上限額」に改め、同条第1項中「別表第1」を「別表」に改め、同条第2項を削る。

第7条各号列記以外の部分中「第11条ただし書」を「第10条ただし書」に改める。

第8条第1項中「第12条第1項」を「第11条」に改め、同条第2項を削る。

第9条中「第13条第1項」を「第12条第1項」に改める。

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

附 則

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

(保健福祉局保健衛生推進室保健医療課)